

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

政令の一部改正（軽減判定所得基準の変更、及び子ども・子育て支援納付金制度の創設）に伴い、吹田市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

（1）軽減判定所得基準額の変更

ア 概要

所得が一定基準以下の世帯に対して、政令・条例に基づき均等割・平等割の保険料のそれぞれ7割・5割・2割を軽減する措置があります。そのうち、5割及び2割軽減について、軽減判定所得額の見直しを行います。

（ア）5割軽減の軽減判定所得基準

【現行】

世帯主と被保険者の所得合計が、

基礎控除額（43万円）+30万5千円×（被保険者数）以下



【改正案】

世帯主と被保険者の所得合計が、

基礎控除額（43万円）+31万円×（被保険者数）以下

（イ）2割軽減の軽減判定所得基準

【現行】

世帯主と被保険者の所得合計が、

基礎控除額（43万円）+56万円×（被保険者数）以下



【改正案】

世帯主と被保険者の所得合計が、

基礎控除額（43万円）+57万円×（被保険者数）以下

イ 軽減判定所得額引き上げに伴う影響

軽減判定所得額が拡大されることに伴い、保険料軽減に係る対象世帯が広がります。

・軽減世帯数（7割・5割・2割）が、約20,100世帯→【改正後】約20,220世帯

【内訳】・新たに2割となる世帯・・・約120世帯

・2割から5割軽減に移行する世帯・・・約50世帯

※令和8年（2026年）1月8日現在の推計

(2) 子ども・子育て支援納付金について

ア 概要

少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料と合わせて、子ども・子育て支援納付金の拠出を求める制度です。

財政支援としては、医療保険制度の介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置が講じられます。

イ 賦課・徴収

医療保険者が被保険者から徴収する子ども・子育て支援金賦課額は、保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、保険者が設定することとなっています。大阪府内の市町村では、介護納付金賦課額と同様に二方式を採用し、所得割及び均等割で徴収します。

また、国民健康保険における子ども・子育て支援納付金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、18歳未満の子どもに係る子ども・子育て支援納付金の均等割額を10割軽減し、当該軽減額を18歳以上の被保険者に賦課することにより、子どもがいる世帯への負担が軽減されます。

ウ 影響

(ア) 子ども・子育て支援納付金に係る市町村標準保険料率（大阪府統一保険料率）

所得割率 0.28%

均等割額 1,841円（年額）

(イ) 1人当たり府内平均保険料（年額）の対前年度比較

		令和8年度 (2026年度) 本算定	令和7年度 (2025年度) 本算定	対前年度差額	対前年度比
府内平均		163,911円	162,164円	+1,747円	+1.1%
内 訳	医療分	98,222円	98,556円	▲334円	▲0.3%
	後期分	31,580円	31,748円	▲168円	▲0.5%
	介護分	30,890円	31,860円	▲970円	▲3.0%
	子ども分	3,219円	—	+3,219円	—

3 施行期日

令和8年（2026年）4月1日